

提出された御意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

No	頁	行	御意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
概要版・全体を通して				
1	0		電子図書館を推進して頂きたい。概要版で電子図書館のような言葉は出てこない。 内容が抽象的過ぎ、もっと実効性のある政策をお願いしたい。税金の効率的な運用をもっと考えていただきたい。	第4章(p.19 L2)で「紙の本と電子書籍のそれぞれのよさを生かしながら取り組む」としているほか、学校における取組として(p.33 L20)、「一人一台端末を利用して、電子書籍などを活用」ともしており、電子書籍の活用についても考えてまいります。 また、御意見を踏まえ、概要版(第4章)に「紙の本と電子書籍のそれぞれのよさを生かしながら、社会全体で子どもの発達段階に応じた読書活動に取り組む」と追記します。
2			主語を明記すること	県の計画であり、明記していない箇所の主語は基本的に「県」であることから、案のとおりとします。
3			「促す」が多いので、違う表現に書き換える。	実施主体が県でなく、外部等に働きかけていくことについては「促す」を用いています。
4			全体的にYA世代についての方策、読書の質についての言及、情報活用能力の育成の視点が弱い。	いただいた御意見は、今後の施策等の検討にあたって参考にさせていただきます。
5	3 4 5 31 32 34 37 40 41		活動する主体の構成や活動内容についての説明が必要 (仮称)滋賀県子ども読書支援センターも各協議会等とともに研修の充実に資する機関として明記	「しが子ども読書活動推進協議会」については、本計画の進捗管理を行う組織として「施策の推進方法(p.41 L5)」に記載しています。その他の主体の詳細な説明を計画中に記載するのはそぐわないと考えられるため案のとおりとします。 また、(仮称)子ども読書活動支援センターについても「施策の推進方法」(p.41 L22)において御指摘の趣旨を記載しておりますので、案のとおりとします。
第2章 第4次計画期間中の成果と課題				
6	3		県立高校では各校の蔵書検索が可能となり、活発に相互貸借を行っている実態がある。 取組実績に記載されている「はいすくーるおすすめ本事業」のポスターが今年度から作成されなくなった。毎年、秋の読書週間中に全クラスに掲示しており、高校生への読書啓発の意味が大きかった。作成は継続していただきたい。	御意見を踏まえ、p.3 L28 の後に ○令和3年10月に蔵書横断検索システム「LibFinderクラウド」を県立高校の学校図書館に導入し、蔵書情報の共有化や、学校間での図書相互貸借が進みました。 を追加しました。 ポスター作成については御意見を今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
7	3		生涯学習課や県立図書館主体の取組については詳細な記述があるが、肝心の現場での実践についてほとんど記述がない。各県立高校学校の学校司書から高校教育課に報告している事例は多岐にわたるが、「生徒に対する本の紹介や展示など様々な読書活動を行いました。」とわずか2行にまとめられてしまっている。どこが責任をもってこの計画を進めていくのかがよくわからない。担当部署について明示する必要はないのか。	関係所属がそれぞれの役割と責任において子どもの読書活動の推進に取り組むことを「県の計画」としてまとめるものであることから、案のとおりとします。
8	4	28 ~ 31	望ましい事例と思えないので、 「○公立図書館と学校図書館の連携において、～自治体がありました。」 「○公立図書館職員と教員による～自治体がありました。」 を削除	各市町で取り組まれた一つの事例として掲載しているため、案のとおりとします。
9	7	21	学校図書標準を達成している学校が減少している(特に中学校は29.2%で全国最下位)ことについて改善が進んでいると思う。学校司書未配置時には適切な除籍が行われず、学校図書館には1990年以前に出版された図書が大量にあった。蔵書率が下がるという理由で古い本を除籍せず、1000冊近く置かれたままの学校もあったが、学校司書の配置によりこのような事象は改善された。	御指摘のように、学校図書館図書標準の達成における学校司書の配置の効果は大きいと考えます。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

No	頁	行	御意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
10	10	3	児童生徒の読書の活動が全国を下回っていることについて、小中学校の児童生徒にとって一番身近な学校図書館充実させて活用することが大切だが、機能や役割を確実に発揮するためにはいつでも利用できることが望ましい。しかし特に中学校では図書館の開館時間が少なく利用することが困難。勤務校では1週間で3日、昼休みの10～15分しか開館されていない。学校司書が配置されていても週1日数時間だけでは、読書習慣の定着への働きかけを進めるには不十分だと考えられる。いつでも司書がいて利用できるように常勤の司書の配置を進める必要がある。	御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えます。こうした観点から、重点的に取り組むべき事項(p.18)の一つに「学校図書館の機能強化および取組の充実」を掲げ、学校における取組として、学校司書の配置促進(p.33 L33)をあげているところです。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
第3章 計画の基本的な考え方				
11	16		基本的方針「支える人を支える」ではなく、「支える人を増やす」ことが優先。行政の施策として子どもの読書環境づくりに取り組むのであれば、善意・無償のボランティアの方の存在ありきで事業を進めるのは適切でない。行政が配置した人材で事業を進めてこそその施策といえるのではないかと。	御意見の趣旨は、重点的に取り組むべき事項(p.18)「子どもの読書活動を支えるひとづくり」として考えており、「支える人を増やす」ことにも取り組んでまいります。
12	17		ショッピングセンターに本を運ぶことはイベントであり、図書館以外に本を届けるのは、図書館への来館が困難な方やハンディキャップをお持ちの方への支援であり、広域サービスと呼ばれるものである。 すべての子どもは小・中学校に週5日通う。ショッピングセンターの一角に本が並ぶより、毎日通う学校図書館に読みたい本がある方が確実に子どもは本と出会う。学校図書館なら読みたい本のリクエストや予約ができ、読書習慣も身に付きやすく、読書の世界も広がる。	子育て世代の読書活動は重要であると考えます。基本的方針(3)子育て世代にやさしい「こどもとしよかん」(p.16 L31)において記載していますように、ショッピングセンター等へのアウトリーチは、そこに訪れる子どもや保護者等が自然と本に出会う機会となり読書活動に関心を持つきっかけになると考えます。御指摘の学校図書館の充実にもさらに取り組んでまいります。
13	17		基本目標「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」を応援したい。基本的方針(3)子育て世代にやさしい「こどもとしよかん」として、「ショッピングセンターなどで本に出会う機会」に大賛成。県内いたるところにある店舗に読書コーナーがあったらどんなに素敵かわからない。	御指摘のように、子育て世代の読書活動については重要であると考えます。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
14	17		家庭、地域、学校など網羅的にそれぞれの役割を掲げているが、今回の計画の中心は学校図書館の整備充実だと認識。 集中して投資すべきは、司書教諭・学校司書などの人的配置や位置づけ、資料整備がその中心と考える。 家庭や地域、ボランティアなどさまざまな項目の中で県としての「危機感」「覚悟」が見えにくい。計画本文中にイラストがあるが、それに代えて「県がやるべきこと」を描いてはどうか。	御指摘のように、学校図書館の充実が重要であると認識しており、今回、これまでの計画から基本的方針を大きく見直すとともに、重点的に取り組むべき事項(p.18)の一つに「学校図書館の機能強化および取組の充実」を掲げ、県立図書館に「(仮称)子ども読書支援センター」を設置して取り組むことを明記しました。御意見の趣旨を踏まえ、県として施策の発信・推進に取り組んでまいります。
15	18		居場所づくりとは、子ども達が図書館に来やすい環境を作る事だと思う。まず、図書館に来ることを第一目標に活動すること、そのためには、子ども達が来たいと思う環境を作ることだと思う。本を読むのは、図書館に通う習慣が出来てからでもよい。 ルールは必要で、自習エリアでも、定期的な見回り、ルールを守らない人は退出等の措置は必要だが、勉強に疲れたら、図書エリアで本や雑誌を読んで気分転換するようになると思う。社会で生きていく上でのルールを身に着けさせることも図書館教育の一つだと思う。	御指摘のように、子どもたちが行きたくなる図書館の環境づくりは重要と考えます。こうした観点から、重点的に取り組むべき事項(p.18)の一つに「子ども・子育て世代にとって居場所となる図書館づくり」を掲げ、公立図書館における取組として、居場所としての図書館(p.22 L26)をあげており、いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
第4章 子どもの読書活動推進のための方策				
16	19	16	「子どもの自己形成」を「子どもの成長」にしてはどうか。	子ども読書活動推進法が、子どもの成長に資することを目的にしていることから、御意見を踏まえ、法の表記に合わせて「子どもの成長」に修正します。
17	19	30	「読み聞かせや読書の効果や重要性」について、効果を得るために読書を勧めるわけではないので「効果」を削除してはどうか。	国の計画の表記と合わせることで、「読み聞かせや読書の重要性」と修正します。
18	19	32	「公立図書館は子どもとともに保護者層への利用の」を「公共図書館や公民館等は子どもとともに保護者層への利用の」としてはどうか。	御意見の趣旨を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正前】公立図書館は子どもとともに… 【修正後】公立図書館等は子どもとともに…

No	頁	行	御意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
19	21	7	「子どもたちをよりふさわしい本へと導く手助けをします。」の「ふさわしい」という表現は不適切。	子どもを主体とした本選びという観点から、御意見の趣旨を踏まえ、「子どもと本を結びつける手助けをします。」と修正します。
20	21	21	県内市町の図書館設置率は100%だが、身近な地域で図書館サービスを受けられない子どもや、障害があったり日本語を母語としないなど図書館の利用に配慮が必要な子どももいる。滋賀県の子どもたちが誰でも気軽に図書館を利用できるよう努めることが重要。 図書館の利用に配慮が必要な子どもには、まず学校図書館の利用を促進することが大事ではないか。日本語を読めない子どもが母語で書かれた本を読めるよう、そのような子どもがいる学校の図書館には必ず外国語の図書を置くような仕組みづくりを進めてほしい。	御指摘のとおり、滋賀の子どもたちが誰でも気軽に図書館、学校図書館を利用できるよう努めることが重要であると認識しております。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
21	21	23	誰が取り組むのか不明瞭なので、「滋賀県の子どもたちが～」の文中に「県立図書館は」「考えます」を追加	ここでは県として理念を述べたものであり、案のとおりとします。
22	21	33	全体的に分かりづらい表現だと感じる。	公立図書館が利用できるデータベースの構築・提供等に関する取組について、その内容がわかりやすくなるよう、下記のように修正します。
23			「サビエ図書館をはじめとする」を「録音図書等」の前に追加	「…公立図書館が利用できるサビエ図書館をはじめとする録音図書等のデータベースの構築・提供が進んでいます。」
24	21	36	情報環境が急速に発展し? いらぬ表現では?	御指摘のとおり重複した表現となっていたことから、下記のとおり修正します。 【修正前】 情報環境が急速に発展し ICT の活用が欠かせない社会となる中、… 【修正後】 ICT の活用が欠かせない社会となる中、…
25	22	20	「障害のある子どもや外国人児童に」を「図書館の利用に障害のある子どもや外国人児童に」にしてはどうか。	障害の特性はさまざまであり、図書館利用だけでなく、読書自体に支援が必要な方もおられるため、案のとおりとします。
26	22	22	「障害の特性にあわせた」を削除してはどうか。	子どもたちの様々な特性にあわせた資料が図書館に所蔵されていることが、バリアフリーサービスの前提と考えますので、案のとおりとします。
27	22	27	地域の図書館が居心地のいい場所(居場所)になるように希望する。子どもたちも、市民も、お年の方も出会えるような図書館にして欲しい。	御指摘のように、子どもたちが行きたくなる図書館の環境づくりは重要と考えます。こうした観点から、重点的に取り組むべき事項(p.18)のひとつに「子ども・子育て世代にとって居場所となる図書館づくり」を掲げ、公立図書館における取組として、居場所としての図書館(p.22 L26)を挙げており、いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
28	22	28	下記の「本を介して…読書活動につなげるよう」の繋がりがわかりづらい。 図書館を、子どもや保護者にとって立ち寄りやすく居心地のよい場所(居場所)とすることで来館を促し、気軽に本と親しみ、本を介して人と交わる場とすることを通じて、読書活動につなげるよう働きかけます。	御意見を踏まえ、わかりやすくなるよう下記のとおり修正します。 【修正後】 図書館を、子どもや保護者にとって立ち寄りやすく、居心地のよい場所(居場所)とすることで、より多くの子どもたちの来館を促します。図書館が、気軽に本と親しみ、本を介して人が交わる場となることを通じて、立ち寄った人々の読書活動につなげるよう働きかけます。
29	22	脚注	デージー図書? マルチメディアデージー図書?	音声のみの音声デージーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデージーを総称してデージーと記載しています。

No	頁	行	御意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
30	23	1 ~ 3	(1)「⑤来館が困難な子どもへのサービスの支援」の項目を削除	計画では方針や考え方を示すことも重要であると考え ことから、案のとおりとします。
31	23		「こどもとしょかん」として、出張型図書館の取組を想定されているが、大型ショッ ピングセンターや公共図書館が徒歩圏内でない子どもが出向くには、親の力が必 要。また、近くでも小学生一人で図書館を利用できるようになるには幼少期からの 親の理解や教育がないと無理である。小中学生に一番身近で、家庭環境に左右 されず利用できる図書館は学校図書館であり、学校図書館に学校司書が配置さ れることで、すべての「こども」に本を届けることができる。教員の負担を減らす意 味でも、まずは、学校司書が毎日専任で勤務できることが大前提。公共図書館が 出張型でサービスを提供すべきは、図書館機能がない幼稚園・保育園・児童館等 だと考える。 「子ども読書支援センター」が「学校図書館の運営に関する助言とあるが、学校 組織で動いたことがなく、自主的な来館者にしか対応していない公共図書館司書 が、教職員との関係や学校全体で取り組むための動き方、個々の生徒対応等の 現場の悩みに対しどう助言し解決するのか。正規司書を増員した上で現任の県立 学校司書を活用するか、公共図書館司書が学校と人事交流等した上で指導助言 すべきではないか。	御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと 考えます。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえ での参考とさせていただきます。
32	23	2	「県立図書館では、市町立図書館が、学校図書館や様々な子どもの居場所へ本を 届けるアウトリーチの取組みを支援することで、来館が困難な子どもたちへもと 出会う機会を作ります。」という文章に「市町立図書館と連携し」を加えてはどうか。	総体としては支援であることから、案のとおりとします。
33	23	29	「子どもの読書に対する指導」を削除してはどうか。	司書が行う内容として「指導」という表現は適切でないこ とから、御意見を踏まえ、「子どもの読書活動に対する支 援など…」に修正します。
34 35	24	2, 3	下記の文章のうち、「貸出情報」が重要な役割なのか？ また、「利用しやすいホームページ」も抽象的で分かりにくい。 児童書の蔵書・貸出情報やおはなし会の開催などに関する情報等の提供が、子 どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしていることから、県立図書館 において、利用しやすいホームページや利用者用コンピュータとともに、公立図書 館や大学図書館等の県内にある図書館の蔵書をインターネットで一元的に検索 できる横断検索システム機能を提供します。	御意見を踏まえ、わかりやすくなるよう下記のとおり修正 します。 【修正後】 各図書館の児童書の所蔵状況や、おはなし会の開催等 に関する情報が、子どもの読書活動を推進する上で重要な 役割を果たしていることから、県立図書館において、ホーム ページによる情報発信や利用者用コンピュータ等の整備 を行うとともに、県内にある公立図書館や大学図書館 等の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検 索システムを提供します。
36	24	11 ~ 13	(2)「⑥全域サービスの推進」の項目を削除	大変重要なサービスとして考え方を示すものであるため、 案のとおりとします。
37	24	19	「市町立図書館による支援を促すとともに、県立図書館は、市町立図書館や学校 司書と連携して、保有する学校図書館支援専用図書をはじめとした豊富な蔵書の 貸出しや運営への助言等の支援を行います。」を「子ども読書活動支援センター 及び県立図書館は、市町立図書館や学校司書と連携して、保有する学校図書館 支援専用図書をはじめとした豊富な蔵書の貸出しや運営への助言等の支援を行 います。」としてどうか。	(仮称)子ども読書活動支援センターについては個々の取 組ごとにセンター名を記載する形ではなく「施策の推進方 法(p.41 L22)」に総体として記載していますので、こ こにおいては案の通りとします。
38	24	23	情報の発信?活動を支援 支援につながる理由が説明不足(関わる人に役立つ情 報?)	御意見を踏まえ、情報の内容がわかりやすくなるよう、表 現を下記のとおり修正します。 【修正前】 …子ども読書や学校図書館支援に関する情報の発信を 行うことで、その活動を支援します。 【修正後】 …子ども読書や学校図書館支援に役立つ情報の発信を 行うことで、その活動を支援します。
39	24	28	児童館が先に書かれているので「子どもの健やかな成長や地域住民の学習活動」 という順番がベターではないか。 【修正前】 児童館や公民館、コミュニティセンター等は、地域住民の学習活動や子どもの健 やかな成長を目的とした誰もが利用できる施設であり、子どもの読書活動推進の 一翼を担うことが期待されます。	文章が読み取りやすくなるよう、御意見のとおり記載順を 修正し、「…子どもの健やかな成長や地域住民の学習活 動を…」とします。

No	頁	行	御意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
40	26	1 ~ 2	<p>交流が第一目的ではないので、1行目「技術の向上のために」と交流を削除し、2行目に「研修や交流の機会を」と「交流」を追加してはどうか。</p> <p>【修正前】 子どもの読書活動の重要性の理解や読み聞かせ等の技術の向上や交流のために、読書ボランティア等の子どもの読書活動を支える人々を対象とした研修の機会を継続的に設けることが重要です。</p>	<p>研修は「技術の向上」を基本的な目的とすることから、御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 子どもの読書活動の重要性の理解や読み聞かせ等の技術の向上のために、読書ボランティア等の子どもの読書活動を支える人々を対象とした研修や交流の機会を継続的に設けることが重要です。</p>
41	29		<p>「こどもとしゃかん＝学校図書館」を充実したものにするためには、基本的方針と重点的取組事項に「小・中学校に専任・常勤の学校司書配置を促進する」の項目を盛り込むべき。</p> <p>(就学前以外の)子どもは小・中学校に毎日通っており、学校図書館環境が整えば、すべての子どもの読書環境は必ず整う。専任で常勤の学校司書の配置が必要不可欠である。</p> <p>滋賀県で正規職員の学校司書が配置されているのは高校だけで、小・中学校では1人の学校司書が複数校を担当し、勤務日も勤務時間も限られていることが多い。「学校図書館図書整備等5か年計画」の地方財政措置が学校図書館のために100%使われていない現状の改善こそが、滋賀県の目指す「こどもとしゃかん」への近道であると考えます。</p> <p>図書予算だけを増額しても、授業時間が軽減されず名前だけの司書教諭や図書担当教諭では、児童生徒の実態や授業内容に合わせた適切な選書は困難で、せつかくの予算が有効活用されにくい。</p> <p>専任・常勤の学校司書配置により、①児童生徒や授業に合わせた適切な選書、②蔵書の新鮮度を保つための適切な図書の払出、③教員との連携による図書館の授業利用、図書館利用指導、④児童生徒や教員のリクエスト・レファレンス対応、⑤児童生徒の読書意欲を喚起する図書の提供、⑥蔵書のデータベース化が可能になる。このような機能を持つ学校図書館を整備することこそが、「すべての子どもが楽しく読書が出来る環境づくり」である。</p> <p>また小・中学校と高校の司書が連携することで、成長段階における読書習慣を途切れさせず育てることもできる。現在は特別支援学校に学校司書が配置されていないことも課題。就学前児童の読書環境整備と学校図書館整備とは分けて取り組むべき。</p> <p>子ども読書支援センターを設置せずとも、すべての小・中学校に十分は図書予算が配分され、また専任・常勤の学校司書が配置され、その学校司書に適切な支援や研修の機会があれば、「こどもとしゃかん」は完成する。</p>	<p>御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えます。こうした観点から、重点的に取り組むべき事項(p.18)の一つに「学校図書館の機能強化および取組の充実」を掲げ、学校における取組として、学校司書の配置促進(p.33 L33)、また特別支援学校における施策の方向(p.38 L26~)をあげているところです。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
42	30	25	<p>司書教諭や学校司書が核となって学校図書館の活用の校内研修をおこなったり、年間指導計画のもとに学校図書館の活用した授業支援などがあげられていて共感する。しかし、そのような活動を学校司書が担うのなら小中の学校司書も県立高校の学校司書のように、常勤で学校の職員としての待遇が必要になってくる。単に数だけ目標にして学校司書の配置を掲げるのではなく、これからのこの方向を目指していけるような目標を掲げてほしい。</p>	<p>御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えております。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
43	30	31	<p>実施したり・・・促進したり？ ～したり表現は適切か</p> <p>【修正前】 ・・・学校図書館の活用に関する校内研修を実施したり校外研修への参加を促進したりします。</p>	<p>「研修の実施」や「研修への参加」を促進するということをわかりやすくするため、御指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 ・・・学校図書館の活用に関する校内研修の実施や、校外研修への参加を促進します。</p>
44	30	33	<p>教育目標の実現に寄与？大きすぎないか(学校図書館法は教育課程の展開に寄与と表現されている)</p> <p>【修正前】 長期的なビジョンに立ち、教育目標の実現に寄与し・・・</p>	<p>学校図書館法の「学校図書館」の定義と合わせることで、「教育課程の展開に寄与し・・・」と修正します。</p>
45	32		<p>学校図書館の充実、学校司書の存在なくして進めることはできない。1校当たりの学校司書勤務時間など、配置の指標を見直してほしい。週1、2回の勤務で上記のような活きた学校図書館づくりはできない。</p>	<p>御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えており、まずは、学校司書を配置する学校数の増加を目指していきたいと考えますので、案のとおりとします。</p>

No	頁	行	御意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
46	32	21	蔵書のデータベース化は進んでいるが未実施の学校もあり、システムの導入は業務の効率化だけでなく、低学年や文字を書くのが苦手な子どもが本を借りやすくなる意義や効果も大きいので、その記述を入れてほしい。システムが入った学校では、低学年の担任から「児童を連れて学校図書館に借りに行く回数が二倍に増えた」と言われたこともある。貸出や返却、図書管理が楽になり、時短にもなる。子どもによりたくさん本を手渡す手段として、学校図書館蔵書のデータベース化やシステム導入は早急に取り組むべき課題だと思う。	御指摘のとおり、学校図書館の情報化は重要と考えます。こうした観点から、学校における取組として「学校図書館の情報化」(p.33 L17)を挙げており、いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
47	33	25	「学校図書館の運営にあたっては、学校図書館長としての役割も担う校長のリーダーシップのもと……教職員の協力体制を確立させます。」と明文化された内容を全学校に周知徹底していただきたい。校長先生には特色ある学校図書館活動ができるよう、張り切っていただきたい。	御指摘のとおり、学校図書館の運営にあたって、校長が学校図書館長としてリーダーシップを発揮することが重要と考えます。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
48	33	37	図書館を使ってどんな授業ができるか知らない教諭が多い。初任者研修、中堅研修等で「図書館を使った授業」の研修を取り入れ、タブレットと図書資料とを併用した授業案を全ての教諭に知ってもらう必要がある。	学校図書館の機能を活用した授業の具体について、教員が学ぶことは重要であると考えます。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
49	33 ・ 34	37 ・ 6	全教職員の連携促進、司書の資質向上について、学校司書は研修へ自費で勤務外参加の人も多く、授業のため不参加の教員も多い。全教職員の学校図書館の活用に対する意識づけと連携促進、担当者の資質の向上と意識の高揚をめざすなら、学校司書や図書館担当職員への研修は、リモート等を活用するなど工夫し、悉皆研修にしてはどうか。	御指摘のとおり、教職員の学校図書館の活用に対する意識づけと連携促進、担当教諭の資質向上が、学校図書館の整備充実を図るためには重要であると考えます。そのため、県内全ての小・中学校の学校図書館担当教諭(司書教諭も含む)を集めての協議会を令和6年度より実施の検討をしています。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
50	33	33	図書館に来られなくてもすべての子どもたちが本と触れ合え、言葉のシャワーを浴びる体験はどこでできるのか?新聞で滋賀県の学校図書館司書の配置率が全国でも下位から数番目(特に中学校)という記事に、公立図書館は充実しているのにと驚いた。滋賀県の「こどもとしょかん」、建物を建てるのではなく、子どもたちの周りの読書環境の充実を図るといふ今回の構想を支援したい。県立図書館の「こども読書支援センター」を中心に各市町村の学校図書館が充実し、学校図書館司書の配置が進むことを願う。そのためにも県の支援が必要。子どもたちの成長の過程で、たのしみながら「言葉を獲得し、聴く力、話す力、思いやる心」を獲得していく環境を大人が作っていくことは、大切と考える。	御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えます。こうした観点から、重点的に取り組むべき事項(p.18)の一つに「学校図書館の機能強化および取組の充実」を掲げ、学校における取組として、学校司書の配置促進(p.33 L33)をあげているところです。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
51	33	33	最も重要なのは「図書館はいつでも開館しています」と生徒に伝えること。小・中学校1校につき1人の学校司書を専任・常勤で配置し、図書室が本来持っている機能・サービスが提供できる状態にし、児童生徒が使いこなす力をつけることが、「読み解く力」の獲得にもつながる。専任・常勤の司書がいれば、蔵書の更新やデータベース化といった学校図書館リニューアルの基本が整う。最も基本的な「開館」(休み時間と放課後の利用が可能)が出来ている小・中学校がどれだけあるかの調査をまず行うべき。	御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えます。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
52	33	33	今回の推進計画を読み、計画の大きな柱は「学校図書館の整備・充実」だと知り大歓迎。近年の情報では、図書館王国のほがが学校図書館図書標準達成率が全国最低とのこと、なんと疑問が湧き上がっている。小学生・中学生こそ本に親しんで欲しい。学校図書館充実のためには、専門の学校司書の配置が必要。学校司書教諭がいても、日常の担任業務・教科業務で図書館の充実まで仕事がいけないのが学校の現実である。(仮称)子ども読書支援センターが県立図書館に設置される構想とのこと。大賛成。学校図書館に専門の司書を配置していただきたい。	御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えます。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
53	33	33	学校図書司書のおられない学校に司書さんを置いて欲しい。	御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えます。こうした観点から、重点的に取り組むべき事項(p.18)の一つに「学校図書館の機能強化および取組の充実」を掲げ、学校における取組として、学校司書の配置促進(p.33 L33)をあげているところです。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

No	頁	行	御意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
54	33		学校司書の配置率をより高めて、図書室に來ない來れない子どもたちに、本の楽しみを知る機会をもっと作って頂きたい。また、子どもたちに、本と出合う機会と同じだけ五感を使って感性を育てる体験ができる機会や環境を作って頂きたい。ITが発達する社会になればなるほど、人間にしかできない事が大切になる。それは考えることと感じることだと思う。大切な子ども時代に体験しなければならない2つの事を県で推進して欲しい。	御指摘のように、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えます。「すべての子どもが身近な学校や家庭・地域の人々の関わりによって本に親しみ、豊かな人生を送ることのできる滋賀」を目指し、いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
55	34	10	学校司書の資質の向上をはかるための研修等の充実について。R3年までは「学校司書等研修会」が行われていたが、コロナ禍で中断されたままである。再開を強く望んでいる。 小中の学校司書は、市町村に属してその待遇はさまざまである。司書が望めばどの市町村からも参加できるように司書を管轄している組織への働きかけも必要である。	御提案の趣旨については、学校における取組としてp.34 L10に記載しているところです。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
56	34	11	何十年もの経験がある学校司書は、滋賀県には高校にしかない。県立・市町立の境を超えて小・中学校の司書とも連携出来れば、スキルの伝達やサポートもできるのではないかな。	いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
57	34	37 ~ 38	「○学校図書館が公立図書館の蔵書を利用して読書活動を行えるよう、県立図書館と市町立図書館間の協力体制を強化します。」を削除	p32 L33で蔵書整備の必要性について記載しており、その重要性を踏まえ、下記のとおり表現を修正します。 ○学校図書館が公立図書館と連携することで、より多様な読書支援を行えるよう、市町立図書館に対する県立図書館の協力体制を強化します。
58	35	30	本を読みたくなるような情報?あいまい(主観的表現)	御意見の趣旨を踏まえ、下記のとおりより適切な表現に修正します。 【修正前】 高校生の自主的な読書活動を推進するためには、…本を読みたくなるような情報を提供すること、… 【修正後】 高校生の自主的な読書活動を推進するためには、…本に関心を持つような情報を提供すること、…
59	35	37	「学校司書は全ての県立高等学校に配置されています。」とあるが、12学級以下の学校にはパートタイムの会計年度職員が配置され、授業時間帯でも学校司書がいけないことがあり、サービスの提供や授業利用に支障をきたしている。同じ県立学校なのに格差がある。	いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
60	36	7 ~ 8	「現状と課題」の項目において、「期待されます」という項目はそぐわないのではないかな。また、まずは学校図書館自体の資料の充実、学校司書の配備をすすめる必要があり、この項目は不要だと考えることから、以下の項目を削除してはどうか。 ■公立図書館は、学校図書館の求めに応じて資料の貸出し等の物的支援や学校に向向いてのブックトーク等の人的支援を行うことが期待されます。	公立図書館と学校図書館の連携は課題であると考えことから項目は削除せず案のとおりとしますが、表現については、御意見の趣旨を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正後】 ■公立図書館は、学校図書館の求めに応じて資料の貸出しを行う等、連携して生徒の多様な読書支援に資することが求められます。
61	36	17	「しがはいすくーるおすすめ本」について記載があるが、ポスターの作成枚数削減、取りやめについて、取組実践する現場の声を聴かず説明もなく、施策を変えることはやめていただきたい。	いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
62	38	1	「そうしたことで得られる情報を活用して…充実を努める。」の「得られる情報」や「子どもが本との出会いを果たすにふさわしい環境」等について説明不足でわかりづらい。 【修正前】 蔵書のデータベース化を一層推進し、そうしたことで得られる情報を活用して様々な障害や発達段階に応じた魅力的な図書資料等の充実を努めるなど、子どもが本との出会いを果たすにふさわしい環境を整備することも求められています。	御意見を踏まえ、内容がわかりやすくなるよう、表現を下記のとおり修正します。 【修正後】 蔵書のデータベース化を一層推進し、その情報を活用して様々な障害や発達段階に応じた魅力的な図書資料等の充実を努めるなど、子どもが本と出会いやすい環境を整備することも求められています。

No	頁	行	御意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
63	38	6	「有効な場合があります。」は適切な表現か？曖昧な表現ではないか。 【修正前】 紙の本や絵本を読むことが困難な子どもに対する読書活動へのはたらきかけにはこれらの利用が有効な場合があります。	御意見を踏まえ、より趣旨が明確になるよう下記のとおり修正します。 【修正後】 …読書活動のはたらきかけには、これらの利用など様々な手段を検討する必要があります。
64	38	8	「図ることができます。」は適切な表現か？ここは現状と課題を述べるところではないか。 【修正前】 視覚障害者用の点字や録音図書のデータベースの構築が進んでいます。学校等においてこれらを活用することで視覚障害のある児童生徒の読書活動の推進を図ることができます。	御意見を踏まえ、課題であることがわかるよう下記のとおり修正します。 【修正後】 …読書活動の推進を図る必要があります。
65	38	27	(3)教職員の専門性の向上、とあるが校長、司書教諭も名ばかりで運営から実務までのほとんどを学校司書が主体となって担っている学校現場の現状を知らずに担当者が研修や助言をしても、学校図書館の問題の根本的な解決や図書館の活性化にはつながらないと思われる。	いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
66	39	2	「墨字による」とあるが、公共図書館との連携は墨字だけか。広報が読書環境の充実といえるか？ 【修正前】 墨字による読書が困難な子どもの保護者に対して、県立図書館が加入しているサピエ図書館サービス等を広報し、点訳や音訳等の資料による読書環境の充実を図ります。	特別支援学校には墨字(点字ではない文字)による読書には支障がない子どももいること、また、点字や墨字ではない読書の形(耳で聞く等)もあることから、御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正後】 読書が困難な子どもの保護者に対して、県立図書館が加入しているサピエ図書館サービスやアクセシブルな資料を紹介する等により、読書環境の充実を図ります。
67	39	2	サピエ加入を進めるのは、学校が行うべきことなので、項目を削除すべき。	サピエ図書館サービスを紹介するのは学校だけに限らないと考えることから、案のとおりとします。
68	40	14	「促します」を「進めます」に修正してはどうか。	実施の主体が県ではないことから、案のとおりとします。
69	40	16	「学校における取組」を領きながら読んだ。学校図書館の充実を目標にしていると思う。学校図書館の館長の役目が、校長だと明記するのは画期的。 学校図書館の場合、利用者が学童だから、利用状況、数のみでなく、そこに集う子ども達の様子は、図書室の雰囲気に現れるのではないだろうか。県内の学校図書館を巡り、生き生きとした図書館のありかたを発信してはいかかが。学校現場のみで無く、市民も見られる広報活動が行われると良いと思う。 図書の整理のためだけでなく、司書が活動出来るやすい時間帯に、学校に居られるよう、応援したい。学校司書が、教職員と交流出来るよう、校長が計らえるか。学校司書を、図書室に押し込めないほうが、図書資料が生きて使えると思う。	御指摘のように、生き生きとした図書館のありかたを発信することは重要であると考えます。効果的な情報の収集・発信(p.41 L22)等により広く啓発していきたいと考えます。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
70	40	24	「子ども読書学習講座等の機会に、子どもの読書活動に関する先進的な実践事例の発表や交流ができる場を提供することにより、関係する機関や団体における活動内容の充実を促進します。」を「子どもの読書活動推進に関する講座等において、先進的な事例発表や参加者同士の交流ができる場を提供することにより、関係する機関や団体における活動内容が充実するよう支援します。」としてはどうか。 子ども読書支援センターの機能として明記すると存在をアピールできると思う。	御意見の趣旨を踏まえ、機能がより明確となるよう、ご提案のとおり修正します。 【修正後】 子どもの読書活動推進に関する講座等において、先進的な事例発表や参加者同士の交流ができる場を…活動内容が充実するよう支援します。
71	40	27	「子どもの読書活動優先実践校」等については、学校司書でも受賞経験がないとその存在を知らない場合がある。「教育しが」など広く県民に周知できる広報紙で取り上げる方が良いと思う。	御指摘のとおり、優れた取組について、広く県民に周知することは重要であると考えます。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
72	41	16	この推進計画案が「しが子ども読書活動推進協議会」が開催されて進行管理されているというが、委員の名簿を見てみて、たとえば現職の学校司書などの声がどこまで反映されているのか疑問に思う。何らかの方法でぜひ、現場の声を直接あげられる場があればと思う。	御指摘のとおり、現場の声を聞きすることは重要であると考えます。これまでも研修等の機会に、学校司書を含む現場の声を聞きしてきたところですが、いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

No	頁	行	御意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
73	41	22	知事の記者会見の様子をみて箱モノができるのかと不安だったが、県立図書館に機能が設置されるようで、すこし安心した。子どもと本とを繋ぐ、教育の現場、図書館の現場、家庭、地域等の想いなど様々なことをうまくみとって、しっかりと協議がなされ、子どもと本の世界が明るい未来につながる調整をしてくださるよう切に望むとともに、大いに期待している。	いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
74	41	22	(仮称)子ども読書支援センターの職員体制をいかに充実をさせるかに、次期推進計画の成否がかかっていると考える。 子どもと本を結びつける担い手をいかに育成し、活動しやすい環境づくりを後押しすることが、子ども読書支援センターには求められ、各自自治体図書館の児童奉仕担当者を指導、育成できるキャリアを持った専門職集団を維持する必要がある。また、東京こども図書館や児童図書館研究会など、児童書等の知見を持つ各種団体との交流や事業開催など、広範な関係者のネットワークを築くことも、計画の早期達成のための重要な方策となる。その背景となる職員体制、研修費用、旅費等も十分に配当できるよう、予算要求の準備を進めていただきたい。	いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
75	41	22	子ども読書支援センターの活動を評価し、諮問するための審議会(協議会)が設置されることが、委員に子ども読書についての専門家と実践者を一定数以上任命する必要がある。委員は、県立図書館長、各自自治体図書館長からの推薦を基に構成されるべき。	いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
第5章 指標の設定				
76	43		「学校司書配置率の増加」について、正規・専門・専任(1校1人)の学校司書の配置数が疑問。市町内に1人か2人の配置では学校司書としての仕事は充分に出来ず、1校につき1人以上の正規・専門・専任の学校司書の配置を目指すべき。 特別支援学校については、図書室をきちんとその本来の用途で使えるように、また、特別支援学校にも学校司書を配置し、子供たちの特性に合った本を手渡せるようにするべき。 学校図書館と公共図書館の連携は正規で専門・専任の学校司書がいてこそ効果が発揮される。	御指摘のとおり、学校司書の常勤配置の効果は大きいと考えます。 特別支援学校については、p.38 L26で「教職員の専門性の向上」について記載しているところです。また、図書室は各学校に整備していますが、障害の状態や特性および心身の発達段階に応じて教室に図書を置くなど各校で工夫して運用しています。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
77	43		滋賀県の公立中学校の学校図書館図書標準の達成率が全国最低の29.2%だという記事を読んで、ショックを受けた。 学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、平成28年度と令和2年度を比較すると、小学校・中学校いずれも全国平均は増加傾向にあるのに対し、本県ではともに減少。 学校司書の配置率は増加しつつも、まだ全国平均以下であると指摘されている。図書標準の達成も謳われているが、いつごろまでにどの程度達成するかという目標値が示されていない。	御指摘のとおり、学校図書館図書標準達成率や、学校司書配置率を改善することが重要であると考えます。変化の激しい社会における5年後の目標値を設定し、達成したかどうかを見ることよりも、毎年少しずつでも数値が増加することを目指し、案のとおりとします。
78	43		小中学校の学校司書の配置について指標と調査が実施されているが、例えば大津市では配置されていても5時間程度の短時間の勤務で複数校の兼務であると聞いている。単に配置されている校数のみの調査ではなく、勤務時間や日数等も含めた実態の調査が必要なのではないか。	御指摘のとおり、学校司書の配置時間や日数等の把握が重要と考えており、調査を実施しております。まずは、学校司書を配置する学校数の増加を目指していくこととし、案のとおりとします。
79	43		学校図書館として授業に活用されているか、学習センター、情報センターの機能が果たされているかの指標も必要ではないか。	学校図書館の授業での利活用については、p33 L10で「d 授業での利活用」において記載しているところです。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
80	43		「学校図書館において蔵書がデータベース化されている」割合と「学校図書館での一人あたりの年間貸出冊数平均(小学校・中学校)」を入れてはどうか。 貸出冊数だけが読書活動の大事な指標ではないが、貸出を増やす努力は、滋賀県やそれぞれの市町、学校にとって必要だと思う。	御指摘のとおり、貸出冊数を増やす努力は必要であると考えます。「学校図書館において蔵書がデータベース化されている」割合と「学校図書館の一人あたりの年間貸出冊数平均(小学校・中学校)」については、ともに令和2年度の文部科学省の調査に基づいての数値であり、データベース化については、各市町において進めていただいています。また、研修会等で貸出冊数の多い学校の実践事例等を紹介し、読書活動の推進について引き続き普及・啓発につとめています。いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

※該当ページ・行数等は、県民政策コメント実施時の「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画(案)」によっています。